

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土、日、祭日)の場合は、翌日発行)

◇ 告 示

目 次

保険医療機関の指定
救急病院の認定

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

土地改良事業の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

解除予定の保安林

普通母樹林の指定の解除

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

遊漁規則の変更の認可

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

農業改良普及員資格試験等の実施

告 示

鳥取県告示第五百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九―三八	昭和五十五年六月二十九日
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	昭和五十五年六月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜 二九六一―	昭和五十五年六月二十二日
中村齒科医院	米子市加茂町二丁目八	昭和五十五年六月二十三日

鳥取県告示第五百四十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する救急病院であると認められたので、同省令第二条の規定

により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称 所 在 地

鳥取生協病院 鳥取市末広温泉町二五二番地

鳥取県告示第五百四十六号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称 有限会社渡部薬局及び 合名会社米子今井書店	建物の名称 渡部・今井共同ビル	建物の所在地 米子市四日市町八六及び八七
------------------------------------	--------------------	-------------------------

鳥取県告示第五百四十七号

鳥取市から申請のあった市営土地改良（明治（西井手）地区農業用用排

水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年六月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百四十八号

昭和五十五年六月十二日付けで赤碕町から申請のあった赤碕地区国主工区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年七月二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西一丁目三〇七、三〇二の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百五十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法

第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住所及び氏名
四十五 六十七	昭和五十五年七月一日	あかまつ くろまつ	東伯郡大栄町大字由良宿二〇五六、二〇五七、二〇五八	五三六 一八三	一・八三 ヘクタール	東伯郡大栄町大字由良宿 齊尾 正人
四十五 六十八	"	あかまつ くろまつ	東伯郡大栄町大字由良宿二〇二九、二〇三〇	一八四 八九	〇・九四	"

鳥取県告示第五百五十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号 百七十	生産事業者の氏名 中国造林株式 代表取締役 加藤 正人	生産事業者の住所 米子市上福原一 五九三	生産事業の内容 穂の採取並び に幼苗及び幼 苗以外の苗木 の育成	事業所の名称 中国造林株式 会社 苗畑	事業所の所在地 米子市上福 原一五九三
-------------	--------------------------------------	----------------------------	--	------------------------------	---------------------------

鳥取県告示第五百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 漁業権者の名称及び住所
日野川水系漁業協同組合
米子市熊党三二三番地の一
 - 二 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第三号
 - 三 認可に係る変更の内容
禁止期間の変更等
- (一) こい張網及び地びき網による遊漁の禁止期間を現行「七月一日から八月三十一日まで」から「四月一日から十月三十一日まで」に改めること。
- (二) 七月一日から同月三十一日までの間、川舟及びいかだによる遊漁を

禁止すること。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十五年六月二十七日

鳥取県告示第五百五十三号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類
基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）
 - 二 作業地域
日南町、日野町及び智頭町
 - 三 終了年月日
昭和五十五年五月三十一日
- 鳥取県告示第五百五十四号
- 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年四月二十八日鳥取県指令受都計第四百十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字中郷字南赤子田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字法花寺四〇番地

今井 勤

鳥取県告示第五百五十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十五年七月二十三日から施行する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

旗ヶ崎支店 米子市旗ヶ崎

を

旗ヶ崎支店	米子市旗ヶ崎
三柳支店	米子市西三柳

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和五十五年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時 昭和五十五年七月五日(土) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙について

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年七月一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

鳥取県教育委員会規則第九号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規

則第九号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第二条関係)

現業職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	107,900	76,600	—
2	185,600	113,400	78,900	71,000
3	192,800	118,900	81,400	73,000
4	200,100	124,500	83,900	75,100
5	207,400	130,200	86,800	76,600
6	215,000	135,700	90,000	78,900
7	222,600	141,100	93,200	81,400
8	230,200	146,500	97,500	83,900
9	237,800	151,300	102,400	86,800
10	245,500	162,200	107,800	90,000
11	253,200	168,500	112,800	93,200
12	260,800	174,600	117,100	96,100
13	268,400	180,700	121,300	102,400
14	275,800	191,100	130,200	107,800
15	283,100	198,200	135,700	112,800
16	288,900	205,400	141,100	117,100
17	294,600	212,700	146,500	121,300
18	298,500	220,000	151,300	130,200
19	302,300	227,300	156,000	135,700
20	306,100	234,400	168,500	141,100
21		241,500	174,600	146,500
22		248,200	180,700	151,300
23		254,800	186,800	156,000
24		260,000	192,900	160,500
25		265,000	198,900	165,000
26		268,600	204,800	169,500
27		272,200	210,500	173,600
28		275,800	215,700	177,600
29		279,400	220,700	181,500
30			224,400	185,100
31			227,700	188,200
32			230,800	191,200
33			233,300	193,500
34			235,700	195,800
35			238,100	198,000
36			240,500	200,200

別表第一の三中「14号給」を「13号給」に、「15号給」を「14号給」に、「18号給」を「17号給」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和55年7月1日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験期日
昭和55年10月27日から同月29日まで
- 2 試験場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁
- 3 受験資格
条例第4条及び第5条による。
- 4 試験方法
条例第3条による。
- 5 受験願書の受付期間
昭和55年8月1日から同月20日まで
- 6 受験願書の提出先
鳥取県農林水産部農業改良課
- 7 その他

試験について不明な点は、鳥取県農林水産部農業改良課に照会すると。